

180 日を超える入院について

入院期間（今回の入院以前 3 ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、入院基本料とは別に下記の費用をご負担していただきますのでご了承ください。

180 日を超える入院に係る選定療養費の額
《急性期一般入院基本料 1 を算定する場合》
1 日につき 2, 7 8 5 円（消費税込み）

※ただし、別に厚生労働大臣が定める状態の患者さんは、この限りではありません。

令和 7 年 1 0 月 1 日 病院長